

社会福祉法人迫川会地震等大規模災害対策要綱

平成25年4月1日作成

平成26年4月1日改正

平成26年9月5日改正

平成27年11月1日改正

(目的)

第1条 本要綱は、栗原市及びその周辺において岩手宮城内陸地震及び東日本大震災と同程度の大地震や風水害等の大規模自然災害及び大規模重大事故による災害など（以下「大規模災害」という）が発生した場合における、社会福祉法人迫川会（以下「迫川会」という）の基本方針を定め、大規模災害発生時の利用者の安全及び施設の保全・業務機能の維持を図ることを目的とする。

なお、迫川会が保有する施設の立地条件を勘案して火山噴火と津波及び放射能災害については想定しない。

(基本方針)

第2条 迫川会は、大規模災害が発生した場合に適切な対応がとれるように、平常時から必要な準備を行うとともに、大規模災害が発生した場合においては、次の必要な対策を実施するものとする。

(1) 迫川会職員は、利用者の安全確保を最大限行う

(2) 迫川会は、施設の保全及び業務機能の維持、業務環境の早期回復・整備を図る。

(迫川会が行う準備)

第3条 迫川会は、災害対策に関する基本方針に基づき、主として次の事項を行う。

(1) 各事業所との連絡調整、本要綱及び災害時行動マニュアル等の整備・見直しの指導、教育訓練等の災害事前対策活動を推進する。

(2) 大規模災害により、施設が被災した場合を想定し、事前に連絡調整を行う。

(各事業所が行う準備)

第4条 各事業所は、大規模災害発生時の対応・対策ができる体制と災害時行動マニュアル等の作成・調整を行う。

(災害訓練及び啓蒙活動)

第5条 迫川会は、定期的に災害訓練を実施する。

2 迫川会は、職員に対して大規模災害に対する意識を日常から喚起するとともに、大規模災害発生時に災害対策本部が任務を確実に遂行できるよう、必要な対応体制を整備し、これを周知徹底する。

(職員の非常召集)

第6条 迫川会職員は、次の各号に掲げる場合において、その状況に応じ直ちに対応しな

なければならない。なお、職員自身及び家族が負傷している場合や自宅建物が被災して家族が危険な状態にある場合はその限りではない。

① 火災発生時

通報があり次第、早急に全職員が出勤する。

② 地震発生時は、震度により以下の対応をする。

栗原市内 の震度	施設長・事務局長・管理者・ 生活相談員・主任・副主任	一般職員
震度 5 弱以下	施設からの連絡により出勤	施設からの連絡により出勤
震度 5 強	出勤	施設からの連絡により出勤
震度 6 弱以上	出勤	出勤

③ その他の自然災害

洪水、土砂災害、大雪等の自然災害発生時は、次条で定める災害対策本部からの指示があった職員は出勤する。

2 迫川会は、災害発生時に職員間で安否確認が出来るように緊急連絡網を作成し職員に周知することとする。

(災害対策本部の設置)

第7条 施設長は、次の各号に掲げる場合において、直ちに迫川会内に災害対策本部を設置する。

- ① 栗原市内において大規模災害が発生し、又は発生する恐れがある場合。
- ② 栗原市内に自然災害に関する特別警報が発表され、施設長が必要と認めた場合。
- ③ 大雪等による災害及び交通混乱が発生し又は発生する恐れがあり、施設長が必要と認めた場合。
- ④ その他施設長が必要と認めた場合。

(災害対策本部の組織)

第8条 災害対策本部は、施設長、事務局長、管理者、生活相談員、主任、副主任により組織する。

- 2 災害対策本部長には施設長があたり、本部を統括し指揮監督する
- 3 副本部長には事務局長があたり、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代行する。

(災害対策マニュアル等の策定)

第9条 本要綱を補完するため、各事業所は災害時行動マニュアル等を別途策定する。また、このマニュアルは、訓練等の機会を通じて問題点を検証し必要に応じて改正する。

(要綱等の見直し)

第10条 本要綱は、定期的に見直しを行うものとし、必要に応じて改正する。